

ガラスばりの市政を目指して

平成19年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

市政に関する情報を市民の皆さんに公開する「情報公開制度」と、市が保有する個人情報を本人に対して開示することなどを定めた「個人情報保護制度」に基づき、平成19年度の運用状況を公表します。

「個人情報保護制度」に基づき、平成19年度の運用状況を公表します。

●情報公開制度とは

誰もが市の保有情報を公開請求することができる制度です。請求された公文書等は、原則公開することとしています。

●個人情報保護制度とは

市民の皆さんの権利と利益を保護するため、市が保有する個人情報をついて、本人に限り、自分の情報を見たり誤りを正したりすることができる制度です。

行政資料コーナーのご案内

市の刊行物、予算書、市議会会議録などの資料をどなたでもご覧いただけます。「コピー（有料）もできます。

また、公文書の公開請求や、個人情報の開示請求なども受付けています。お気軽にご利用ください。

個人情報保護制度に関するQ&A

Q 自治会やサークル団体で名簿などを作るときに注意することはありますか？

A 通常、自治会やサークル団体は個人情報保護法でいう事業者の対象にはなりませんが、法の趣旨を踏まえた上で、それぞれ実情に合わせたルールを作りましょう。

- ①収集する目的や理由をはつきりさせましょう。
- ②利用方法のルールを決めましょう。
- ③管理方法のルールを決めましょう。

以上のことときちんと説明して、同意を得た上で個人情報を提供してもらいましょう。

問い合わせ

本庁 総務法制課 情報公開係

☎40-7022 FAX26-4821



各種お知らせ

問い合わせ

佐賀市消費者センター
(アイ・スクエアビル4階:駅前中央一丁目)

☎40-7087
(平日9時～16時)

FAX40-2050

※面談による相談をご希望の方は、事前にご予約ください。

名前を貸すだけ
いいのね？

あなたが名義貸しを承諾して契約した場合には、契約当事者としてあなたに支払いの責任が生じます。あなたの借金であることをよく認識してください。どんなに頼まれても、はつきりと断る勇気を持ちましょう。内容を確かめずに、契約書類に名前を書いたら印鑑を押したりしてはいけません。

迷惑はかけないだよ。
大丈夫、大丈夫。

問い合わせ

佐賀市消費者センター
(アイ・スクエアビル4階:駅前中央一丁目)

☎40-7087
(平日9時～16時)

FAX40-2050

※面談による相談をご希望の方は、事前にご予約ください。

「名前を貸して
にちよつと待つた！
は危険です。」